

## 令和6年度補助に向けた認定申請の概要

## ■地域間幹線系統確保維持費（車両減価償却費等）国庫補助金

補助対象期間	R5.10月～R6.9月
補助対象系統数等	系統数：22系統 車両数：20台
補助対象事業者	6事業者（山交バス(株)、庄内交通(株)、(株)新庄輸送サービス、(有)はながさバス、宮城交通(株)、ジェイアールバス東北(株) ※下線は車両減価償却費等補助対象事業者
補助金額交付までのスケジュール見込み	R5.6月：県協議会で認定申請内容に係る協議を経て国へ申請 9月：国から認定 R6.11月：国へ補助金の交付申請書類提出 R7.2月：申請内容に係る国交付決定通知 3月：国⇒各事業者へ補助金交付
国庫補助見込額	地域間幹線系統補助分：238,454千円 車両減価償却費等補助分：27,615千円
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請番号 14新庄～仙台について、R5.10.1より運行経路が一部変更</li> <li>・次の系統は計画輸送量が15人を下回るが、地域住民の生活に必要な系統として維持していく必要があるため、認定申請を行う（資料6—8のとおり） <ul style="list-style-type: none"> <li>申請番号 3県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山</li> <li>申請番号 5寒河江駅前（松川・左沢）宮宿</li> <li>申請番号 9天童（東根市役所）北町</li> <li>申請番号 10山交ビル（県立中央病院・高揃）天童温泉</li> </ul> </li> <li>・申請番号 19酒田（エスマール）山形は、新たに地域全体で維持すべき路線として位置づけ、新たに認定申請を行う系統（資料6—9のとおり）</li> </ul>

## ■地域内フィーダー系統確保維持費（車両減価償却費等）国庫補助金

補助対象期間	R5.10月～R6.9月
認定申請系統数等	183系統（32市町村）（資料6—10、6—11のとおり） ※車両減価償却費等補助分は20台（7市町）
補助金額交付までのスケジュール見込み	R5.6月：県協議会で認定申請内容に係る協議を経て国へ申請 9月：国から認定 R6.11月：補助対象系統ごとに補助額を按分算出し国へ補助金の申請書類提出 R7.2月：国からの交付決定及び額の確定通知 3月：市町村⇒県協議会へ交付申請 県協議会⇒市町村へ交付決定及び額の確定通知 4月：国⇒県協議会⇒市町村へ補助金交付
国庫補助見込額	地域内フィーダー系統補助分：141,256千円（R4年度補助単価による算出） 車両減価償却費等補助分：現段階では未定
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒田市の一部系統において、同一の補助対象系統として取り扱う基準の特例を適用させる（資料6—12のとおり）</li> </ul>